

審 査 請 求 書

提出先は事務所ですが、宛名は都知事とします

平成14年6月26日

東京都知事
石原慎太郎殿

提出期限(60日以内)
に注意

自分(課税された人)の名前を書きます

審 査 請 求 人

印

次のとおり審査請求をします。

審査請求人	住 所	東京都 区 号	丁目 番 号	〒 -
	氏 名	(歳)		TEL 職場
審査請求に係る処分		東京都自動車税総合事務所長が審査請求人に対して平成14年5月1付けでした平成14年度分の自動車税課税処分(13年を越えるガソリン車に対する重課処分)		
処分があったことを知った日		平成14年5月6日 ← 納税通知書が届いた日		
審査請求の趣旨		「上記課税処分のうち、超過課税1割増処分を取り消す」との裁決を求める。		
審査請求の理由		<p>理由はなるべく論点を明確にするよう、心がける。特に自分の主張や意見を書きたくなるが、これは意見や提案を言う書類ではないのだから、あくまで処分が誤りであるという客観的な根拠を書くように気を付ける。</p> <p>(1) 審査請求人(以下「請求人」という。)名義の、上記重課処分の対象である自動車(以下「当該自動車」という。)は、重課の対象とすべきものではないため、審査請求を行う。その根拠は次項以降で述べるとおり、まず平成元年排出ガス規制値の高さを根拠として新車登録から13年以上のガソリン車を環境負荷が高いと一律に決める措置に理論的根拠が欠如し法の適用に誤りがある点、さらに当該自動車が環境負荷が高いものであると決めつけたことに事実誤認があること、の2点に基づく。</p> <p>(2) まず、排気ガスの規制値の変化を根拠として重課を課すことには一定の正当性があるが、これはあくまで規制値限界の環境負荷の高い車種が改善されたことを示しているに過ぎず、元々環境負荷の低い車種には当てはまらない。単に、浄化装置の経年劣化等の要因でNOx排出量が増加しているであろうという推測ができるに過ぎない。そもそも、ガソリン車のNOx、COx排出量は主として自動車の燃費(ガソリン1リットルあたりの走行距離)により決まるものである。例えばガソリン1リットルの消費につき1224リットルのCO2が排出される。国土交通省発行の「交通関係エネルギー要覧」のデータを基に国立環境研究所のまとめた資料(添付資料1)によれば、全国の自家用乗用車の実際の燃費は年々悪化しており、むしろ新しく登録された自動車の方が環境負荷が高くなる傾向がある。これらの要因をトータルで考えればガソリン車の環境性能は必ずしも年々向上しているとは言えず、「古い車は環境負荷が高い」という先入観に基づく裁定は、公正性、客観性を欠き、法的正当性を持たない。</p>		

(3) 環境アセスメントにおいては、自動車の環境負荷を考
 える際、製造時環境負荷、走行による環境負荷、廃棄（
 廃車）による環境負荷、の3点を総合した「ライフサイ
 クル」で考えなければならないとされる。同一の自動車
 を長期間利用することにより、製造時環境負荷および廃
 棄による環境負荷の2点は激減する。例えば2倍の期間
 利用すればこれら環境負荷は言うまでもなく半分にな
 る。東京大学生産技術研究所の安井至教授のレポートに
 よれば、自動車製造時のCO2排出量は1万キロ走行に
 よる排出量に匹敵するとされるが、これに比較して新型
 自動車の環境負荷性能の向上が十分に大きいとは言え
 ず、後者のみに着目した処分は正当的根拠を持たない。

また、環境維持上重大な意味を持つSOx排出に関し
 ては、製造時に発生されるものであるし、さらには、廃棄
 時にゴミとして発生されるCO2の量も考慮すべきこと
 を考えれば、むしろ自動車を長期間利用した方が環境負
 荷が低いと考えるのが適当である。少なくとも、長期利
 用した自動車を環境負荷が高いとみなす根拠の無いこと
 は明らかであり、これと矛盾する処分は、公正性、客
 観性を欠き、法的正当性を持たない。

(4) 当該自動車は、添付資料2のとおり環境負荷の面で極
 めて良好なデータを示している。このデータは「低公害
 車」として軽減の対象となっている自動車と比較しても
 遜色無いものである。したがって、経年変化による若干
 の浄化性能の低下があるとの推測を受け入れたとして
 も、なお他の平均的自動車に比べ環境負荷が低いことは
 明らかである。この環境負荷の低い当該自動車に対し
 て、重課の対象となる環境負荷の高い自動車としての認
 定を下したことには、明白な事実誤認がある。

しかるに、当該自動車に対する重課処分は、当該自動
 車の環境負荷が重いとの客観的事実が無いにもかかわらず、
 請求人に対してなされたものであり、事実誤認があ
 ると考えられるので同課税処分のうち超過課税1割増処
 分についての取り消しを求める。

処分庁の教示の有無	有 ← お決まりで次項の「教示の内容(納税通知書にかかっている)が「有」としておく
教示の内容	この課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対し、書面をもって審査請求することができます。審査請求書は正副2通提出しなければなりません。
その他関連事項	
添付書類	(1) 全国の自家用自動車の実際の燃費の推移 (2) 当該自動車の走行記録および燃費表 (3) 審査請求に係る処分を記載した平成14年度自動車税納税通知書の写し

自分が用意した証拠書類を書く。特に何が必要という決まりは無いが、事務手続き上、対象としている納税通知書の写しは付けておくべき。